

# きょうとらくく

Kyotruck

10  
2024



藤原東山警察所長



蒔田副会長



## TOPICS

- トラック運送事業の取引環境適正化に向けた周知活動(2P)
- 労働時間・運行管理等に関する合同説明会(5P)
- 第64回「正しい運転・明るい輸送運動」(11P)

## 表紙 祇園地区における「交通安全啓発活動」(9/20)

### CONTENTS

1 CONTENTS / 交通事故情報 / 事業用トラックの届出状況 / 軽油価格調査

### ご報告

- 2 取引環境適正化に向けた周知活動
- 3 交通対策委員会 報告
- 5 労働時間・運行管理等に関する合同説明会
- 7 おもな行事
- 9 秋の全国交通安全運動スタート式、京高安 啓発活動

### お知らせ等

- 10 適正化事業情報
- 11 第64回「正しい運転・明るい輸送運動」
- 13 トラック関法令Q&A 健康サポートコーナー
- 14 共済通信
- 15 連合会通信
- 16 橋桁衝突事故防止
- 17 危険予知訓練コーナー
- 18 京ト協 行事予定(EVENT CALENDAR)

**裏表紙** スペーストラッカー  
LINE・X (旧Twitter)  
公式アカウントのお知らせ

**京ト協ホームページ**  
会員専用パスワード 10月中  
**0389**

下記QRコードよりご利用下さい



「全ト協会員専用 ホームページパスワード」	9/15~10/14	6341
	10/15~11/14	9053

## 府内の交通事故情報等

### 京都府内の交通事故情報

#### 事業用トラックの交通事故

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	13	10	15	16	7	7	11	11					90	120	-30
死者(人)	0	1	0	0	0	0	0	0					1	4	-3
負傷者(人)	17	10	16	16	11	9	13	11					103	137	-34

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	前年同期	増減数
件数(件)	308	317	334	316	344	322	280	285					2506	2650	-144
死者(人)	5	2	4	3	3	5	6	5					33	36	-3
負傷者(人)	359	366	387	351	401	346	311	313					2834	3046	-212

(※京都府警察監修)

### 京都府内の事業用トラックの届出状況 (令和6年8月)

新規許可件数(件)	廃止届出件数(件)	増減車届出件数(件)	増車(両)					減車(両)				
			小型	普通	牽引	被牽引	霊柩車	小型	普通	牽引	被牽引	霊柩車
0	2	291	14	192	6	9	0	17	185	10	14	0
			合計: 221					合計: 226				

(※京都運輸支局資料より抜粋)

### 軽油価格調査 単純集計表 (令和6年8月)

(円/1ℓ)

近畿	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	スタンド	ローリー	スタンド	ローリー	スタンド	ローリー
	126.13		113.84		124.38	
全国(沖縄除)	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	124.06		113.35		123.18	

(※(公社)全日本トラック協会資料より抜粋)



## 京都商工会議所をはじめ各団体へ要望書を提出

### トラック運送事業の 取引環境適正化に向けた周知活動

**日程** 令和6年8月23日(金) 10時～

出席／宮本副会長・事務局

令和6年9月6日(金) 10時30分～

出席／平島会長・事務局

**会場** 京都経済センター

京都商工会議所

(一社) 京都経済同友会

(一社) 京都経営者協会

(公社) 京都工業会

京都府中小企業団体中央会

#### 概要

当業界の慢性的課題であるドライバー不足や長時間労働等の解消には、荷主企業（運送委託者）との協議による適正運賃収受のための運送契約の締結等、取引環境の適正化が不可欠であることから、2日間に分け各団体を訪問し「要望書」を提出するとともに、下記に係る周知、協力をお願いをしました。

#### 記

- ・トラック運送事業者から運賃交渉の申し出があった場合には、積極的に応じるとともに、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分な協議
- ・待機時間等の削減を図るため、トラック運送事業者と運行計画、配車計画の検証



# 祇園地区において東山警察署と啓発活動を実施 ～ウェットティッシュ・マグネット等を配布～

## 交通対策委員会 「交通安全啓発活動」

### 啓発活動日程

令和6年9月20日(金) 14時00分～

**会場** 東山区縄手通り四条上る付近路上

**出席** 蒔田副会長・交通対策委員・女性／青年部会員

### 内容

秋の全国交通安全運動が始まる前日のスタート式に足並みを揃え、東山警察署にご協力いただき、祇園地区における交通安全啓発活動を実施しました。なお、今般は、平成24年4月に祇園地区で発生し多数の歩行者が死傷された交通事故の再発を防止するため、当該事故の発生場所付近において活動を実施しました。





## 交通安全出前授業の追加実施が承認

～本年度2回目の委員会を書面開催しました～

### 交通対策委員会 「書面による審議」

#### 承認事項

##### ◇交通安全出前授業

全日本建設交通一般労働組合からの依頼に基づき、本年度中に再度、交通安全出前授業を実施することが承認されました。

##### ◇交通事故防止セミナー

下記セミナーを開催することが承認されました。

「車輪脱落事故防止セミナー／プラン2025  
目標達成セミナー」

令和6年11月11日(月) 13時00分～

〈会場〉京ト協

##### ◇事故防止啓発物

「交差点事故防止啓発ポスター」を作成し、11月に会員へ配布することが承認されました。

##### ◇KTKラリー関係

トラックフェスタにおいて、委員会ブース（絵画展示、お絵かきコーナー）を設置し、ごども達に文房具セットを配布することが承認されました。

令和6年11月4日(月) 予定：9時～16時  
〈会場〉パルスプラザ

## 「労働時間・運行管理等に関する合同説明会」を開催

9月6日(金)、京都労働局、京都運輸支局との共催で標記説明会を開催しました。  
 令和6年4月から適用の新たな改善基準告示に基づく運用が始まったことで生じた疑問や不明な点について、事前に受けていた質問の回答と解説をしていただきました。

同様の説明会を11月1日(金) 会場：舞鶴21にも開催いたします。  
 参加申し込みは京都府トラック協会のホームページからお願いいたします。

### トラック運転者の改善基準告示

令和6年4月～適用

<b>1年、1か月の拘束時間</b>	<b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：284時間以内</b>	<small>【例外】 労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり)</small> 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める
<b>1日の拘束時間</b>	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b>	<small>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合<sup>(※1)</sup>、16時間まで延長可(週2回まで)</small> <small>※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</small>
<b>1日の休息期間</b>	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>	<small>【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合<sup>(※1)</sup>、継続8時間以上(週2回まで)</small> <small>休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</small>
<b>運転時間</b>	<b>2日平均1日：9時間以内    2週平均1週：44時間以内</b>	
<b>連続運転時間</b>	<b>4時間以内</b> 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおよね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	<small>【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</small>
<b>予期し得ない事象</b>		<small>※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと</li> <li>・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと</li> <li>・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと</li> <li>・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</li> </ul> <small>※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</small>
<b>特例</b>	<b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b> ・ 分割休息は1回3時間以上    ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める    ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度	
	<b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b> 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 <small>【例外】 設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可</small> ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 <small>※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること</small>	
	<b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b> 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 <small>【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで)</small> 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	<b>フェリー</b> ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
<b>休日労働</b>	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

【注1】改善基準告示は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。  
【注2】本表は、令和4年厚生労働省告示第36号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。



## 事前募集の質問とそれに対する回答

Q1

長距離運行中に、予期せぬ事態で予定よりも労働時間が延長される場合、運行管理者はどのようにリアルタイムで状況を把握し、改善基準告示に基づいて労働時間を調整するべきでしょうか？

A1

前提として、改善基準告示上の「予期し得ない事象」に当てはまるのであれば、それに対応した時間は1日の拘束時間、2日平均の運転時間、連続運転から除くことができます。

リアルタイムで状況を把握するためには、運転手からのこまめな連絡のほか、GPS等を活用して運行管理者側が能動的に状況を把握するほかないです。

ツールについては、システムを探していただければ出てくると思います。(説明会中で)紹介した運行管理の高度化の補助金のサイト等も参考にさせていただければと思います。(補助金サイト：[令和6年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページ \(hogo-zoushin.jp\)](http://hogo-zoushin.jp))

システムに頼れないのであれば、運行管理者が運行の計画を把握し、運転者に対して密に指示が行えるようにする、管理できる以上の業務を受けない、ということをお願いしたいです。

Q2

人員不足により、時間外や夜間の点呼要員が作れない場合に、事務所以外の場所で電話点呼する等の何かしらの解消方法はないでしょうか？

A2

現行であれば、「業務後自動点呼(ロボット点呼)」が活用できるのではないかと思います。

将来的に業務前自動点呼や事業者間遠隔点呼が実現すれば選択肢が増えると思いますので、制度改正の動向に注視していただければと思います。

Q3

整備管理者の補助者は整備経験の有無だけであり、資格は必要ないのでしょうか？また、整備管理規定の組織図に整備管理補助者を記入するだけでよいのでしょうか？

A3

整備管理者の補助者は、整備管理者の資格要件を満たす者又は整備管理者が研修を実施して十分な教育を行った者から選任してください。

選任に関する届け出は必要ありませんので、補助者の氏名等及び補助する業務の範囲を整備管理規定にて明確にしてください。

Q4

整備管理補助者の運行可否決定に関して、運行管理補助者の点呼執行の場合には2/3未満(運行管理者が1/3以上を点呼執行することが必要)しか出来ないが、日常点検後の有資格者の運行可否決定に関しては、整備管理補助者に対する回数の制限は一切ないのでしょうか？

A4

回数等の制限はありません。

8月 27日(火) 近畿トラック青年協議会 (KTS) 正副会長会議

**会場** 琵琶湖ホテル  
**出席者** 17社17名  
**概要** 近畿ブロック大会について審議いたしました。

9月 10日(火) 青年協 幹事会・定例会

**会場** 京ト協  
**出席者** 12社12名  
**概要** トラックフェスタ、各種行事（8月～10月分）について審議いたしました。



9月 11日(水) 女性部会 役員会・全体会議

**会場** 京ト協  
**出席者** 9社9名  
**概要** 来年度の女性部会近畿ブロック研修会やトラックフェスタ2024について審議いたしました。



# 8・9月の おもな活動

## 支部・部会等の各種行事を開催!!

8月 27日(火) 近畿ブロックトラック協会 女性協議会「役員会」

**会場** ホテル日航奈良  
**出席者** 17社18名  
**概要** 令和6年度(公社)全日本トラック協会女性部会近畿ブロック研修会及び女性経営者交流会について審議いたしました。



9月 6日(金) 全ト協青年部会 近畿ブロック大会

**会場** 琵琶湖ホテル  
**出席者** 15社15名  
**概要** 全国から運送事業の未来を担う約300名の青年部会員が集結し、研修事業により研鑽を深め、懇親会と翌日のゴルフ大会を通じ交流を図りました。





9月 14日(土) 中央支部 安全運転講習会

**会場** 京都自動車会館  
**出席者** 19社97名  
**概要** 人と安全研究所 所長 安全マネジメントマネージャー渡邊貴幸氏が「危険予知トレーニング実践編」と題し、ドライブレコーダーの映像を用いながら危険予知トレーニングの大切さについて説明されました。



人と安全研究所 所長  
安全マネジメント  
マネージャー 渡邊氏

9月 20日(金) (公社) 全ト協 百貨店部会  
正副部会長会議・総会

**会場** 菊水・きんなべ  
**出席者** 平島会長・部会員7社8名  
**概要** 標記会議、総会が開催され、総会には開催地を代表して平島会長が出席されました。



平島会長

9月 21日(土) 青年部会主催  
実務担当者研修会

**会場** 京都テルサ  
**出席者** 18社30名  
**概要** 2部制で行われ、第1部は社労士河原事務所の河原英正氏による「今一度、基礎から学ぼう「労基法」、第2部では笑顔トレーナーの川野恵子氏による「営業力は笑顔から「ハリウッド笑顔術」をテーマにそれぞれ講演されました。

9月 11日(水) 引越部会 役員会

**会場** 京ト協  
**出席者** 5名  
**概要** 研修旅行について、新年会について、引越繁忙期に向けた研修会について審議いたしました。

9月 12日(木) 伏見支部 役員会

**会場** 京ト協  
**出席者** 5名  
**概要** 『健康増進歩こう会』について、新年会について審議いたしました。

9月 13日(金) (公社) 全ト協女性部会  
全国研修会

**会場** 京王プラザホテル  
**テーマ** 「2024年問題解決に向けたトラックGメンの活動状況」  
**講師** 中国運輸局自動車交通部 貨物課長 田中幸久氏  
**出席者** 6社6名



令和6年度(公社)全日本トラック協会女性部会 全国研修会



坂元副部会長

梅村さん

小倉さん

三木さん

北岡副部会長

山本さん

# 本年度スローガン「古都の秋 ゆずる心で 事故ゼロへ」

## 秋の全国交通安全運動 スタート式

**日程** 9月20日(金) 14時00分～

**会場** 東本願寺前市民緑地  
お東さん広場

**出席者** 交通対策委員会 青山委員  
(青山運送有限公司代表取締役)  
事務局

**概要**

京都府交通対策協議会の一員として標記に参加、府民の交通マナーの向上と交通安全意識高揚を図る啓発活動を行いました。



青山委員

# 秋の全国交通安全運動により更なる事故防止に向けて

## 京高安 街頭啓発活動

**日程** 9月20日(金) 9時00分～10時00分

**会場** 京都東インターチェンジ先計量所  
ファミリーマート京都東インター店

**出席者** 事務局

**概要**

京都東ICインターチェンジ先計量所においては、「飲酒運転根絶」、「早めのライト」と書かれたハンドプレートにより、高速道路を利用する車両のドライバーに対して交通安全を注意喚起しました。その後、ファミリーマート京都東インター店に移動し、来店者や走行中の二輪車を呼び止め、啓発グッズを配布するとともに、安全運転や交通ルール順守を呼び掛けました。



**概要**

南丹警察署や京都府警察本部高速道路交通警察隊などが行いました秋の交通安全フェスタ2024に参加し、施設利用者に交通安全について啓発しました。

**日程** 9月21日(土) 10時30分～12時00分

**会場** 道の駅「京丹波味夢の里」

**出席者** 事務局



## 適正化事業情報

## 1 令和6年8月 巡回指導報告

## 巡回指導件数等

件 数			
新規事業者：1	一般事業者：35	特別巡回：0	合計36件

## 巡回指導におけるワースト項目

順位	指導事項	指導件数	(否)件数	(否)率%
1	特定運転者(初任/高齢/事故惹起者)への特別指導	25	7	28.0%
2	運行指示書の作成・指示・携行・保存	8	2	25.0%
3	健康診断の実施・記録・保存	36	8	22.2%
4	過労防止を配慮した適正な拘束時間管理等	36	5	13.9%
5	整備管理者の研修未受講	32	4	12.5%
6	運輸安全マネジメントの実施	36	4	11.1%
7	運行記録計による記録・保存・活用	32	3	9.4%
8	運行管理者の講習未受講	33	3	9.1%
9	特定運転者(初任/高齢/事故惹起者)の適性診断受診	24	2	8.3%
10	事業及び実績報告書の提出(本社巡回限定)	26	2	7.7%

## 2 一般貨物自動車運送事業者等による受付日時等の掲示等の方法に関する取扱いについて(国土交通省)

標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示が本年3月22日に改正され、6月1日から施行されました。

常時使用する従業員の数が20人以下の事業者であっても、自社のウェブサイトを保有している場合には、貨物自動車運送事業法施行規則第12条に定める掲示事項や下記についてウェブサイト上での掲載が推奨されております。

- 標準貨物自動車運送約款においては、  
受付日時、運賃・料金(個人を対象とするものに限る)、保険料率

## 第64回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

(公社) 全日本トラック協会が推進している標記運動の実施計画が策定されました。  
会員各位におかれましては、期間中、飲酒運転根絶意識を徹底していただき、年末年始の繁忙期における安全・安心な輸送サービスの継続を何卒お願いいたします。

**本運動に係る報告書は、12月号の広報誌とともに送付いたします。**  
**※報告書提出期限：令和7年1月13日（月）**

### 実施計画概要(抜粋)

#### 目的

交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

#### 運動期間

令和6年11月16日（木）～令和7年1月10日（金）

#### 主催

各都道府県/全日本トラック協会

#### 後援

国土交通省・警察庁

#### 会員事業者の実施事項

経営トップ、管理者・従業員が一体となって、下記を中心とした取り組みを行う。

##### (1) 飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省・全ト協のマニュアル等を活用し、アルコール検知器の携行等による酒気帯びの有無の確実な報告等について指導を徹底するとともに、令和6年10月から飲酒運転に対する処分基準が強化されたことを踏まえ、飲酒運転しない旨の宣言書署名等、トラックドライバーへの取り組み強化を図る。

##### (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、全ト協『プラン2025目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』等を活用した運転者への指導・教育を実施し、交差点及び追突事故防止の徹底に努める。

##### (3) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、令和6年4月適用の改正改善基準告示を遵守するとともに、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、適切な運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時における運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

##### (4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

##### (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作禁止の徹底を図るとともに、違法駐車禁止や適正な車間距離の確保、車内ゴミのポイ捨ての禁止など運転マナー向上について関係者を指導する。

## (6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

## (7) 荷役作業時の安全確保の徹底

令和5年10月より、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量2トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されること等を踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させる等の必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

## (8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

## (9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。近年、大型トラックの車輪脱落事故が急増しているため、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

## (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、タイヤチェーンを装着する等適切な措置を講じる。また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

## (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

## (12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

経営者等は、化石燃料の使用量を削減し、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

## (13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

## (14) 安全意識の高揚

経営者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

## (15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

### 実施要領 ～貴事業所において取り組んでいただく内容～

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。
- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。
- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

## トラック関連法令Q&A

運行管理者試験対策・トラック関連法令習得等のため、是非チャレンジして下さい。

[Q] 下記は、一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督に関する記述です。正しいものに○印、誤っているものに×印を記して下さい。

記述	記述	解答欄
1	事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後 1 ヶ月以内に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りではない。	
2	運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について、これを点検すること。	
3	事業者が行う初任運転者に対する特別な指導は、法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項などについて、6 時間以上実施するとともに、安全運転の実技について、15時間以上実施すること。	

×
3
○
2
○
1

[A] 解答欄

## 健康サポートコーナー

### あなたや周りの人のためにも禁煙を！

#### 運輸業は喫煙率の水準が高い

運輸業の喫煙率は、京都支部の平均と比べると高い水準(右図)となっています。

#### 喫煙のデメリット

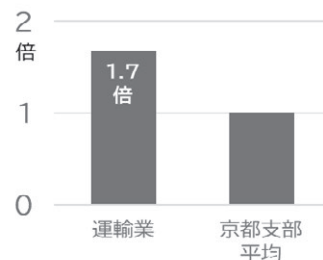
- 約200種類の有害物質や約70種類の発がん物質
- 550円のたばこを1日1箱を1年間続けた場合、**20万円以上**の出費

また、たばこを吸わない人が、たばこの煙を吸い込んでしまう「受動喫煙」の健康被害は喫煙者を上回るとわれています。

禁煙することでどれほどの健康リスクを抑えることができるでしょうかそして、浮いたお金でどんなことができるでしょうか

※協会けんぽHP「健康サポート」より

喫煙率オッズ比(男性)  
(京都支部平均を1とした場合)



※京都働き世代の健康データブックより

### あなたや周りの人のためにも禁煙を！

#### 「禁煙治療」で禁煙を成功させよう

禁煙治療とは、一定の基準を満たした喫煙者に対して行われるもので、12週間のうち5回分の治療に**健康保険が適用されます**。薬を使うだけでなく、専門の医療者から禁煙アドバイスをもらえるため自力での禁煙と比べてより楽に確実に禁煙できます。

※e-ヘルスネットより



**No Smoking !**

## 共済通信

## 事故防止機器購入(リース)費用の一部助成を実施します。

当組合では本年度も昨年に引き続き、事故防止推進のために事故防止機器購入(リースを含む)にかかる費用の一部助成を下記の通り実施しています。

## 1. 助成対象

自動車共済契約組合員

## 2. 助成対象機器

ドライブレコーダー(ドラレコ単体)  
デジタルタコグラフ(デジタコ単体)  
ドラレコ・デジタコ(一体型)

## 3. 実施期間

令和6年8月1日から令和7年2月28日まで

全機器とも、令和6年1月1日以降に導入した機器が対象となります。

期間中であっても助成総額の限度に達した時は、その時点で取扱いを打ち切らせていただきますので、事前に助成金受取の可否については、申請前に必ずお問い合わせくださいますようお願いいたします。

## 4. 助成の範囲及び金額

助成金額は、1台あたり10,000円(購入金額が10,000円を下回る場合は購入金額)、助成台数は下表の台数を限度とします。トラック協会の助成との重複利用も可能です。

## 【契約台数区分別の助成台数】

区分	自動車共済契約台数 (令和6年3月末)	助成台数
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	自動車共済契約台数

## 5. 申請方法

申請は『助成金申請書』および『助成申請内訳書』と下記①又は②に該当する書類をまとめて、郵送にて行ってください。

①購入の場合は品名、購入個数、購入金額がわかる「見積書・請求書・業者の装着証明書」いずれかのコピーと、「領収書・振込書・物品納品書」いずれかのコピー。

②リースの場合は品名、リース個数、リース金額がわかる「リース契約書」のコピー。

※申請書及び内訳書等の書類は、共済ホームページよりダウンロードしていただけます。

①②とも車検証の添付は不要です。

お申込み、お問い合わせは事故防止課 TEL 06-6965-2826



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています  
近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

お問い合わせ・ご連絡は 京都事務所 075-671-1894まで

## 連合会通信

令和6年8月21日(水)に日本貨物運送協同組合連合会で第1回政策・高速道路委員会が開かれ、当連合会より副会長多喜端が出席して参りました。

その中で昨年国土交通省及び高速道路会社発表された「高速道路の深夜割引の見直しについて」令和6年度末頃の運用開始予定との発表がありました。

詳しくは下記のURLおよびQRコードよりニュースリリースをご覧ください。

(参考資料：「【別紙】高速道路の深夜割引の見直しについて」)

### 高速道路の深夜割引見直しの内容について ～令和6年度末頃の運用開始予定～

[https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news\\_release/6102.html](https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news_release/6102.html)


**01**

#### 京都西部トラック輸送協同組合

連合会所属  
の  
組合紹介

##### 事務局

〒612-8418  
京都市伏見区竹田向代町48-3  
トラック研修センター3F  
TEL：075-691-3510  
FAX：075-691-2551

##### 所属組合員

たちばな運輸株式会社  
有限会社タイホーH・C  
有限会社愛宕運送  
株式会社マルイ美術  
有限会社能瀬運送

(順不同)

##### 代表理事

廣瀬 治昭  
(株式会社エイチアールエス)





# 荷台の高さ 把握してますか？

**橋けた・橋けた防護工への衝突事故にご注意ください。**

東海旅客鉄道株式会社

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会 / 一般社団法人 神奈川県トラック協会 / 一般社団法人 山梨県トラック協会 / 公益社団法人 長野県トラック協会 / 一般社団法人 岐阜県トラック協会

一般社団法人 静岡県トラック協会 / 一般社団法人 愛知県トラック協会 / 一般社団法人 三重県トラック協会 / 一般社団法人 滋賀県トラック協会 / 一般社団法人 京都府トラック協会 / 一般社団法人 大阪府トラック協会

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人 東京建設業協会 / 一般社団法人 神奈川県建設業協会 / 一般社団法人 山梨県建設業協会 / 一般社団法人 長野県建設業協会 / 一般社団法人 岐阜県建設業協会 / 一般社団法人 静岡県建設業協会

一般社団法人 愛知県建設業協会 / 一般社団法人 三重県建設業協会 / 一般社団法人 滋賀県建設業協会 / 一般社団法人 京都府建設業協会 / 一般社団法人 大阪建設業協会

一般社団法人 全国レンタカー協会

一般社団法人 東京都レンタカー協会 / 一般社団法人 神奈川県レンタカー協会 / 山梨県レンタカー協会 / 長野県レンタカー協会 / 岐阜県レンタカー協会 / 静岡県レンタカー協会 / 一般社団法人 愛知県レンタカー協会

三重県レンタカー協会 / 一般社団法人 滋賀県レンタカー協会 / 一般社団法人 京都府レンタカー協会 / 一般社団法人 大阪府レンタカー協会

一般社団法人 日本自動車連盟 関東本部 / 一般社団法人 日本自動車連盟 中部本部 / 一般社団法人 日本自動車連盟 関西本部

協力… 警視庁交通部 / 神奈川県警察本部 / 山梨県警察本部 / 長野県警察本部 / 岐阜県警察本部 / 静岡県警察本部 / 愛知県警察本部 / 三重県警察本部 / 滋賀県警察本部 / 京都府警察本部 / 大阪府警察本部

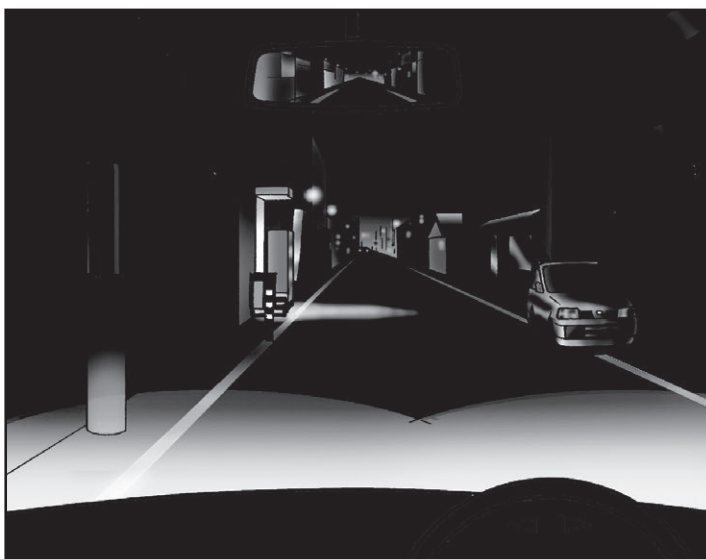
## ～貴事業所のドライバー教育にご活用下さい～



KIKEN YOCHI TEST

## あなたはどのような運転をしますか？

- ① イラストを見て、この運転場面にひそむ危険要因を挙げてください。
- ② この場面での安全な運転方法について考えてください。



## 状況説明

夜間、センターラインのない道路を通行しています。自車の右前方には駐車車両があり、左前方には商店があります。

自車はこのまま、直進したいのですが……。

どのような危険要因があるか
どのような運転をすればよいか

(「月刊自動車管理」より転載)

## 危険予知ポイント

危険予知  
ポイント

- ① 暗いところから出てきた歩行者や自転車等と衝突する。
- ② 商店から出てきた歩行者と衝突する。

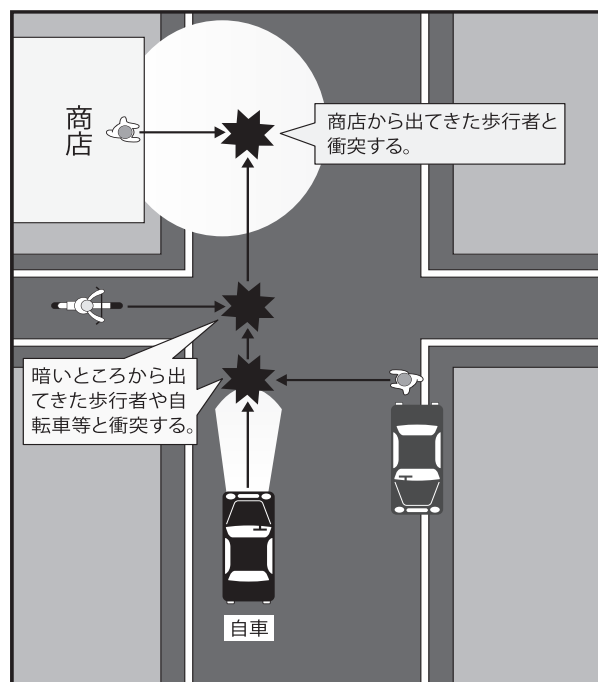
## 明るい場所に注意を偏らせない

夜間は明るいところに注意が偏りがちになります。商店の照明付近に注意が偏ると、駐車車両の陰から人が横断してきたり、商店手前の交差路から自転車が飛び出してきた場合に対応できず、衝突する危険があります。

夜間は暗闇に危険が潜んでいることを頭に入れておくとともに、上向きライトで危険の早期発見に努めましょう。

## 商店から道路を横断してくる歩行者を予測する

買物を終えた歩行者は、安全を確認せず道路横断を始めることがあります。歩行者が商店から飛び出してくることを想定して慎重に通行しましょう。



明るいところの周辺の暗がりへの注意を怠らないようにしましょう

© 企業開発センター

EVENT CALENDAR

令和6年10月

10日(木)	近畿トラック青年協議会(KTS) 正副会長会議〔和歌山県〕
11日(金)	改善基準告示等説明会〔京ト協〕 京青協 幹事会・定例会〔京ト協〕
15日(火)	物流革新2025プロジェクト小委員会〔京ト協〕
16日(水)	【受付中】整備管理者選任後研修〔京都自動車会館〕
17日(木)	【受付中】初任・適齢運転適性診断〔舞鶴トラック運送事業協同組合〕
18日(金)	【受付中】安全運転研修会<高齢>〔網野自動車教習所〕 朱雀支部 役員会〔京ト協〕
19日(土)	【受付中】安全運転研修会<一般>〔山城自動車教習所〕
19日(土) ↓ 20日(日)	城南支部 健康診断〔アスピアやましろ〕
21日(月)	第46回交通事故物故者合同慰霊法要〔高台寺「利生堂」〕 正副会長と総務委員会合同会議〔高台寺〕 女性部会 交流会〔京ト協〕
22日(火)	【受付中】運行管理者一般講習〔京都府立中丹勤労者福祉会館（福知山）〕
23日(水)	【受付中】「標準的な運賃」活用セミナー〔京ト協〕
24日(木)	【受付終了】出張適性診断（初任・適齢）〔綾部市ITビル〕
25日(金)	第2回理事会〔京ト協〕 【受付中】整備管理者選任後研修〔京都自動車会館〕
27日(日)	令和6年度 京都府総合防災訓練〔陸上自衛隊 福知山訓練場〕
28日(月)	バス・トラック運転体験及び合同就職相談会〔陸上自衛隊 大久保駐屯地〕
28日(月) ↓ 30日(水)	【受付中】整運行管理者基礎講習〔京都自動車会館〕

令和6年11月

1日(金)	【受付中】改善基準告示等説明会〔舞鶴21〕 【受付中】整備管理者選任後研修〔中丹文化会館〕
4日(月)	トラックフェスタ2024〔パルスプラザ〕
5日(火)	近畿トラック青年協議会(KTS) 正副会長会議〔兵庫県〕
6日(水)	【受付中】過労死等防止対策セミナー〔京都自動車会館〕
9日(土)	【受付中】安全運転研修会<一般>〔山城自動車教習所〕 【受付中】安全運転研修会習会（舞鶴地区）〔舞鶴21〕

※【受付中】の行事につきましては、京ト協事務局へお問合せ下さい。

# スペーストラッカー2

## 二章六話 休憩中

漫画：うえだ りこ



① まだ休憩時間があるから体を動かしておこう。  
いっちょー！  
軽くストレッチをしておくとう居眠り防止にもなるしね。  
身体を動かす  
※連続運転は必ず4時間以内、30分以上の休憩確保が必要

② 通話中  
最近はどう？  
運送業務はしっかりこなせてる？  
職場のコミュニケーション  
はい！  
教わったことを実践して頑張ってます  
先輩にも負けていません！

③ うきうき  
長時間の運転だからこそご飯もしっかりがっつりおいしー！  
ご飯を食べる

④ さて、そろそろ時間かな  
再開  
体調も万全！  
安心安全に荷物の運送を再開だ！  
二章六話 おわり

総合学園ヒューマンアカデミー京都校

## 京都府トラック協会 LINE・X (旧Twitter) 公式アカウントのご紹介

京都府トラック協会では、今までのLINE公式アカウントに加え、X(旧Twitter)のアカウントを開いたしました。講習会、交通情報などの情報を発信しております。ぜひご登録いただき、事業運営にお役立ていただければ幸いです。

**LINE 公式アカウント**

(一社) 京都府トラック協会  
@306swllb

**X (旧Twitter) 公式アカウント**

(一社) 京都府トラック協会  
@Kyotruck\_assoc



京都府トラック協会はSDGsに取り組んでいます。



一般社団法人  
**京都府トラック協会**

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町48-3  
TEL.075-671-3175 FAX.075-661-0062  
<https://www.kyotruck.or.jp> Email:info1@kyotruck.or.jp